



市民の皆さんが主人公 市民自治によるまちづくり

みんなではじめよう！
潟上のまちづくり

潟上市 自治基本条例

みんなのまちづくりのルール



令和4年4月
秋田県潟上市



自治基本条例って？

「自治体の憲法」とも呼ばれ、地方自治体の条例の最も基本となる条例で、潟上市は平成24年6月定例会で議決されました。

この条例では潟上市の自治における基本原則や、市民の権利・責務、議会や議員、市長、市職員の責務のほか、市政運営の基本的な考え方などを定めています。



どうして自治基本条例が必要なの？

地方分権の進展により、地方自治体には自主性・自律性のある運営が求められています。一方、住民ニーズやライフスタイルの多様化・個別化などにより、これまで行ってきた住民サービスだけでは個別の課題への対応が困難な状況も多くなっています。また、少子高齢化、人口減少などの問題も抱え、これまで以上に市民と市が連携、協力しながらまちづくりを進めて行くことが重要となっています。

そのためには、まちづくりの基本的なルールを明確にして、市民と市が共通認識を持ち、まちづくりを推進して行く必要があるからです。

自治基本条例ができるとうなるの？

まちの目指す姿を市民、市議会、市の執行機関（行政）が共有することで、より一層、自治を発展させて行くことができます。また、具体的な制度を設けることなどにより、市民の皆さんが市政への参画するための仕組みが整えられ、協働によるまちづくりの一層の推進が可能となります。

まちづくりって何なの？

建物・道路・公園などのいわゆるハード面の整備と、歴史・文化・伝統・人と人とのつながりなどのソフト面を保護、改善することによって、さらに住みやすいまちをつくっていく活動全般をいいます。

例えば…

■身近なまちづくりには

選挙で市長や議員を選ぶ、市役所からのアンケートに答える、市広報やホームページを見る、自治会活動に参加する、通学路で地域の子どもを見守る、地域の美化や環境保全活動に参加すること…などがあります。



条例には何が書いてあるの？

潟上市の目指すまちづくり

(前文より)

各地域の特性を重視する政策を推進しながら、子どもからお年寄りまで、全ての市民の人権が尊重され「市民であること」を誇れる潟上市を築きます。



そのためには…

参画と協働

市民が「まちづくりの担い手」として積極的に市政に参加するとともに、市民と市の機関がそれぞれの役割と責任を適切に分かち合い、互いに協力してまちづくりを進めることが重要です。



(第1条)

市民主体のまちづくりの一層の推進

みんなの願い！



みんなの願いの実現のために、4つのまちづくりの原則を定めます。

(第3～6条)



参画



市は市民の参加を基本とした市政運営を行います。みんなもまちづくりにできる範囲で参加しましょう！

情報共有



まちづくりに参加しようとしても情報が無い事には言いたくても、動こうにも…。まずは知ることです。

対等と協働



市民・議会・市役所はまちづくりにおいて対等であり、協働することにより、大きなパワーが生まれます。

財政自治



潟上市は自立した自治体です。まちづくりの財源を確保し、より有効で効果的なまちづくりを進めます。



みんなは何をするの？何ができるの？

潟上市の住民のほか、自治会、婦人会、NPOなどの各種団体も含まれます。まちづくりはいろいろな方々の力を合わせることが重要です。



- 権利（第7条～8条）
 - ・ 市政に参画する権利
 - ・ 情報公開を請求する権利
 - ・ 行政サービスを受ける権利
 - ・ 18歳未満のまちづくりに参画する権利（若者の参画も保障します）
- 責務（第9条）
 - ・ 市政への積極的参画
 - ・ 市と協働した地域づくり
 - ・ コミュニティ活動への自主的参加
 - ・ 行政サービスに伴う負担

市民

《基本原則》

1. 参画
2. 情報共有
3. 協働
4. 財政自治

- 請願、陳情、傍聴など

- 審議会などへの参加
- 意見・要望等の提出
- 情報の提供（共有）

- 市民意思の把握と市政への反映
- 会議の公開や情報提供による開かれた議会運営

- 情報の公開、提供
- 個人情報の保護
- コミュニティ活動支援

市議会



- 条例、予算などの議案の議決
- 市政運営に対する監視

市の(行政)執行機関



- 条例、予算などの議案の提出

選挙によって選ばれた議員によって構成され、二元代表制の一翼を担います。

市長・市職員のほか、教育委員会や選挙管理委員会などの各種委員会も含まれます。

- 議会の責務（第12条）
 - ・ 市の意思決定、市政運営の監視及び政策立案機能の強化
- 議員の責務（第13条）
 - ・ 市民の代表者として誠実に職務を遂行

- 責務（第14条～16条）
 - ・ 誠実かつ公正な職務遂行、法令遵守
 - ・ 総合的かつ計画的な財政運営
 - ・ 効率的で迅速な行政運営
 - ・ 職員の能力向上
 - ・ 職員のコミュニティ活動への参加

この条例の特徴は？

① 市民・市議会・行政の3者の協働で作成しました。

平成22年11月から「潟上市自治基本条例策定委員会」による協議・検討及び、「潟上市自治基本条例100人委員会」での意見を踏まえ作成した素案について、市民の代表者である市議会との協議を経て条例を作りました。（策定経過の詳細は市ホームページをご覧ください。）

●潟上市自治基本条例策定委員会

条例の素案策定を市民主体で行ってもらうため、公募や各種団体からの推薦者などからなる市民12人の委員に、秋田大学の池村教授をアドバイザーに迎え、熱心に議論頂きました。

- ・委員会17回開催（平成22年11月～平成24年2月）
- ・平成24年2月16日 「潟上市自治基本条例（素案）」を市長へ提出

●潟上市自治基本条例100人委員会

策定委員会での検討内容を報告し、更なる市民の意見を伺うことを目的に、118人の市民からなる委員会を設置。たくさんの意見や要望等を頂きました。

- ・委員会延べ5回開催（平成23年8月～平成24年1月）
- ・書面による意見等の提出も行う。

●フォーラムの開催

条例策定の周知と制定に向けた機運醸成のため、「潟上市自治基本条例を考える市民フォーラム」を開催しました。

- ・平成23年10月15日 天王総合体育館・約300人参加

●パブリックコメントの実施

条例素案についてのパブリックコメント（意見公募）を実施。たくさんのご意見を頂きました。

- ・平成24年2月1日～14日
6人から計33件の意見が提出

●市議会との協議

条例案を決定する前に、市民の代表者である市議会へ条例内容を説明。議会内での協議検討の結果、市長へ意見が提出されました。市長はその内容を踏まえ、条例案を確定させました。

- ・議会全員協議会の開催（平成24年2月・4月）
- ・議長から市長へ意見の提出（平成24年5月）

●条例制定・施行

平成24年第2回市議会定例会・初日（6月12日）に、全会一致で「潟上市自治基本条例」が可決。施行（効力が発生すること）は25年1月1日となります。



② 潟上市の自治に関する最高規範となります。（第29条）。

この条例は、潟上市のまちづくりに関する基本的なルールになります。市の他の条例や制度はこの自治基本条例に合うように策定、運用されるようになります。

③ 条文は「です・ます」調を使っています。

法令の文体は一般的には、積み重ねられてきた法規作成のルールに従っています。それにより条文を正しく解釈し、共通理解を得やすくなっています。しかし、法令独特の言い回しは市民には分かりにくかったり、命令的（上から目線）と捉えられやすいのも事実ではないでしょうか。

この条例では、まちづくりの主人公である市民の皆さんが条文を理解し、活用して頂くため、表現方法は親しみやすく分かりやすい「です・ます」調の文章にしています。

例えば…

「～しなければならない」という表現は
➡ 「～しなければなりません」

「～に努めなければならない」という表現は
➡ 「～に努めます」

このように言い換えています。



参画と協働のまちづくりを目指して

(コミュニティ)

●第10条、第11条…

市民は自らの意思で市などと協働しまちづくりに取り組むこと、市はコミュニティ活動への支援に努めることを規定しています。

(審議会等)

●第18条…

市の審議会等への公募など、幅広い人材登用に努める事や、会議の原則公開などを規定しています。

(情報公開・個人情報保護)

●第20条、第21条…

市民の皆さんからの請求に応じた情報公開、重要事項の積極的提供と個人情報の保護について規定しています。

(意見・要望等への対応)

●第22条…

市民からの意見、要望、提案等への速やかで誠実に対応することを規定しています。

(男女共同参画)

●第23条…

自治を進めて行くための基盤として重要である、男女共同参画社会の形成に努めることを規定しています。

(行政評価)

●第25条…

行政評価を市民の参画を得て実施すること、また、結果を速やかに公表することを規定しています。

(住民投票)

●第28条…

市政にかかわる重要事項については、住民投票の実施が可能であることを規定しています。なお、実施にあたっては事案に応じ必要事項を個別条例で定めなければなりません。



市民のための行政（市役所）

(市の組織)

●第17条…

市の組織は分かりやすく、機能的であるよう常に努めることを規定しています。

(危機管理)

●第19条…

不測の事態発生時に備えた市の責務を規定しています。

(財政運営)

●第24条…

健全な財政運営に努めることと財産の適正な管理、効果的活用。また、分かりやすく市の財政状況等を公表することを規定しています。

(外部監査)

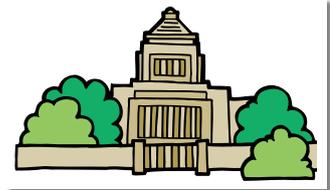
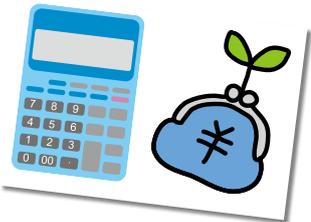
●第26条…

専門性が要求される案件について、外部監査人による監査を必要に応じて実施できることを規定しています。

(国及び県との関係)

●第27条…

地方分権改革の進展に伴い国や県と「上・下」「主従」の関係ではなく、「対等・協力」の関係となりました。地域の実情に合わせた条例の制定や法令の解釈等を行い、市民福祉を向上させて行くように努めることを規定しています。



実効性の確保

(条例の見直し)

●第30条…

この条例は作りっぱなしではなく、一定期間毎に見直し、その結果に応じて必要な措置を講じることを規定しています。



Q これから市ではどのような取り組みをしていくのですか？

A 今後はこの条例に書かれている内容をより具体化させるための仕組みを計画的に整備します。その仕組みが動き出すようになれば積極的な行政からの情報提供をはじめ、審議会の公募や、パブリックコメントなど様々な形での市民参画が保障され、まちづくりを協働で行っているとの実感が得られ、市民の皆さんにとっても、満足度の高い市政運営ができるものと考えます。こういったことが潟上市の魅力となり、ひいては市政発展へと繋がって行くものと期待しています。

Q 自治基本条例のことをもっと知りたいのですが？

A このパンフレットのほか、条文ごとに説明を加えた「逐条解説書」を作成しています。市役所庁舎や各出張所の窓口でご覧頂けるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

また、ご希望があれば、自治会、サークル等へお伺いし、ご説明もできますので、企画政策課（TEL 018-853-5302）までお問い合わせ下さい。



湯上市自治基本条例

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 自治の基本原則（第3条—第6条）
- 第3章 市民（第7条—第9条）
- 第4章 コミュニティ（第10条・第11条）
- 第5章 市議会（第12条・第13条）
- 第6章 市の執行機関等（第14条—第16条）
- 第7章 市政運営（第17条—第27条）
- 第8章 住民投票（第28条）
- 第9章 最高規範性等（第29条・第30条）
- 附則

前文

わたしたちのまち湯上市は、県央の沿岸部に位置し、八郎湖に向かって広大な田園風景が広がる豊かな自然環境に恵まれています。また、その生涯を農村救済活動に捧げ、聖農として知られる郷土の偉人「石川理紀之助翁」の「寝て居て人をおこすこと勿（なか）れ」の精神が今も脈々と受け継がれているまちです。

わたしたちは、この豊かな自然環境と、先人の英知と努力によって育まれた歴史と文化を礎として、市民憲章に描く「心を開き共に築こう 夢広がるわがふるさと湯上」の実現に向けて、男女共同参画などこれまでの湯上市政の特長を活かし、各地域の特性を重視する政策を推進しながら、子どもからお年寄りまで全ての市民の人権が尊重され、「市民であること」を誇れる湯上市を築いていかなければなりません。

そのためには、地方分権時代の訪れを地域発展の好機と捉え、市民が「まちづくりの担い手」として積極的に市政に参加するとともに、市民と市の機関が、それぞれの役割と責任を適切に分ち合い、お互いに協力してまちづくりを進

めて行くことが重要です。

わたしたちは、市民参画と協働のまちづくりを一層推進し、個性豊かで活力に満ち、安全で安心して暮らせる湯上市を創造することを目指して、ここに湯上市における自治の最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、湯上市における自治の基本的な原則及び市政運営の基本方針を明らかにするとともに、市民、市議会、市の執行機関の役割等を定めることにより、市民主体のまちづくりの一層の推進を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 市民 湯上市の区域内に住所を有する個人及び湯上市の区域内に主たる事務所を置く個人、法人その他の団体をいいます。
- (2) コミュニティ お互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的とし、自主的に結ばれた地域内の組織及び集団をいいます。
- (3) 市の機関 市議会及び市の執行機関をいいます。
- (4) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) 参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価、見直しの各段階に関与することをいいます。
- (6) 協働 市民及び市の機関が、それぞれに

果たすべき役割と責務を認識し、互いの立場及び特性を対等なものとして尊重しながら協力して共に行動することをいいます。

第2章 自治の基本原則

(市民参画の原則)

第3条 市は、市民参画を基本とした市政運営を行います。

(情報共有の原則)

第4条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを基本とします。

(対等及び協働の原則)

第5条 市民及び市の機関は、それぞれが、対等な立場であるとの認識に基づき、協働してまちづくりを進めるよう努めます。

(財政自治の原則)

第6条 市は、自らの判断と責任において財源を確保し、用途を決定する財政自治に努めます。

第3章 市 民

(市民の権利)

第7条 市民は、まちづくりの主体として、市政に参画する権利を有します。

2 市民は、市が保有する情報の公開を請求する権利を有します。

3 市民は、市が提供する行政サービスを受ける権利を有します。

(満18歳未満の市民の権利)

第8条 満18歳未満の市民は、年齢に応じて、まちづくりに参画する権利を有します。

(市民の責務)

第9条 市民は、まちづくりにおいて自らが果たすべき役割を自覚し、市政への積極的な参

画に努めます。

2 市民は、市と協働して豊かな地域づくりに努めます。

3 市民は、相互に連携・協力し、自主的にコミュニティ活動に参加するよう努めます。

4 市民は、行政サービスを受けることに伴う負担を分任しなければなりません。

第4章 コミュニティ

(コミュニティ活動)

第10条 自治会等のコミュニティは、市及びその他の組織と協働して、安心して暮らすことができる地域づくりに努めます。

(コミュニティ活動への支援)

第11条 市は、まちづくりを推進する上で自治会等のコミュニティが果たす役割の重要性を認識し、その活動の支援に努めます。

第5章 市議会

(議会の責務)

第12条 議会は、議決機関として市の意思決定を行うとともに、市政運営に関する監視及び政策立案機能の強化に努めます。

(議員の責務)

第13条 議員は、市民の代表者として自らの役割と責務を認識し、誠実に職務を遂行するよう努めます。

第6章 市の執行機関等

(市長の責務)

第14条 市長は、市民の負託にこたえ、誠実かつ公正に職務を遂行するよう努めます。

2 市長は、市の代表者として、市政運営の方

針を明らかにするとともに、その実現に向け、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めます。

- 3 市長は、行政サービス向上のため、効率的で迅速な行政運営を行うよう努めます。
- 4 市長は、職員の指揮監督を適切に行い、常に職員の能力を向上させるよう努めます。

(市長以外の市の執行機関の責務)

第 15 条 市長以外の市の執行機関は、その職務に応じ、他の執行機関と協力して、公平・公正・誠実に職務の遂行にあたるよう努めます。

(職員の責務)

- 第 16 条** 職員は、市民全体の奉仕者として法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとします。
- 2 職員は、自らもコミュニティの一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。
 - 3 職員は、職務遂行に必要な知識、技能等の向上に努めます。

第 7 章 市政運営

(市の組織)

- 第 17 条** 市は、簡素で効率的であり、市民に分かりやすい組織の編成に努めます。
- 2 市は、その組織が社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる機能的なものとなるよう、常にその見直しに努めます。

(審議会等)

- 第 18 条** 市は、各種審議会等の委員を選任する場合は、法令等の規定による場合を除き、公募委員を加えるよう努めるとともに、男女比等を考慮し、幅広い人材の登用に努めます。
- 2 審議会等の会議及び会議録は原則として公開しなければなりません。

(危機管理)

- 第 19 条** 市は、不測の事態に迅速かつ的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備しなければなりません。
- 2 市は、市民の危機管理に対する意識を高めるとともに、市民の自主的な防災組織を支援するよう努めます。

(情報公開)

- 第 20 条** 市の機関は、市民参画を促進するとともに、公正な市政運営を確保するため、保有する情報を原則として公開しなければなりません。
- 2 市の機関は、保有する情報の提供に関する施策の充実に努めます。

(個人情報保護)

- 第 21 条** 市の機関は、個人情報の収集、利用、提供、管理等について、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じなければなりません。

(意見・要望等への対応)

- 第 22 条** 市の機関は、市民から意見、要望、提案、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとします。

(男女共同参画)

- 第 23 条** 市は、男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員としてそれぞれに個性と能力を発揮することができるよう、男女共同参画の推進に努めます。

(財政運営)

- 第 24 条** 市は、財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することにより、健全な財政運営に努めます。
- 2 市は、保有する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めます。
 - 3 市は、財務諸表を作成し、財政及び財産の

状況などを市民に分かりやすく公表するとともに、市の経営状況について見解を示すものとします。

(行政評価)

第 25 条 市は、効果的で効率的な市政運営を推進するため、市の施策等について市民の参画を得て評価を実施しなければなりません。

2 市は、前項の評価の結果を速やかに公表するとともに、施策等の見直しに反映させるものとします。

(外部監査)

第 26 条 市は、適正で効率的な財政運営の確保のため、必要に応じて外部監査人に監査を行わせることができます。

(国及び県との関係)

第 27 条 市は、国及び秋田県と対等の関係にあり、自主的に法令の解釈及び運用を行うよう努めます。

第 8 章 住民投票

(住民投票)

第 28 条 市は、市政にかかわる重要事項について、次の各号のいずれかに該当する場合は住民投票を実施するものとします。

- (1) 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。
- (2) 市議会議員から議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。
- (3) 市長が自ら住民投票に関する条例を提出し、当該条例が議決されたとき。

2 投票に付すべき事項、投票資格者、投票の方法、その他住民投票の実施に関し必要な事

項は、それぞれの事案に応じて、その都度条例で定めるものとします。

3 前項の条例において、投票資格者を定めるにあたっては、選挙権を有する者に、外国人や満 18 歳未満の者を加えることができるものとします。

4 市の機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

第 9 章 最高規範性等

(最高規範性)

第 29 条 この条例は、潟上市における自治の推進に関する最高規範であり、市及び市民はこれを遵守しなければなりません。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

(条例の見直し)

第 30 条 市は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化に照らしてこの条例の内容を見直し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

附 則

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行します。





「潟上市自治基本条例」パンフレット

潟上市 総務部企画政策課

電話：018-853-5302

<https://www.city.katagami.lg.jp/>

E-mail：kikaku@city.katagami.lg.jp